

○国立大学法人筑波技術大学防火管理規程

〔平成17年10月3日〕
規程第61号

最終改正 平成24年3月14日規程14号

国立大学法人筑波技術大学防火管理規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学財産管理規則（平成17年規則第11号。以下「財産規則」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学（以下「法人」という。）の防火管理については、他に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(職員及び学生等の責務)

第2条 法人の役員、職員及び学生その他本学の委託業務等に従事する者(以下「職員及び学生等」という。)は、この規程の定めるところにより、防火管理に関する諸活動に従事し、又は協力するものとする。

第3条 学長は、防火管理に関する事務を総括する。

2 学長が指名する理事は、学長の職務を補佐する。

3 事務局長は、防火管理に関する事務を整理する。

(防火管理者等)

第4条 本学に、消防法(昭和23年度法律第186号)第8条の規定に基づき、次のとおり防火対象物ごとに防火管理者を置く。

防火対象物	防火管理者
(1) 天久保地区校舎	財務課長
(2) 春日地区校舎	視覚障害支援課長
(3) 竹園地区宿舎	財務課長

2 防火管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 消防計画の作成

(2) 当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施

(3) 消防用設備等の点検及び整備

(4) 火気の使用又は取扱いに関する監督

(5) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理

(6) その他防火管理上必要な業務

(火気取締責任者)

第5条 防火管理上適切と認められる施設の区分ごとに火気取締責任者を置き、火気の管理に当たらせる。

2 火気取締責任者は、財産管理代行者又は財産の主たる使用者をもってあてる。

3 火気取締責任者は、防火管理者の監督のもとに、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 火災予防上の注意事項を、職員及び学生等に周知徹底させること。

- (2) 火気、電気及びガス等の点検を行うこと。
- (3) 引火及び発火等の危険のある設備、薬品等の点検を行うこと。
- (4) 消火器、消火栓及び火災報知機(以下「消火器等」という。)の点検を行うこと。
- (5) 消火器等の使用方法を職員及び学生等に周知徹底させること。
- (6) その他火気の管理に関し必要な措置をとること。

(自衛消防隊)

第6条 本学に、火災による被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び任務は、防火管理者が定め学長に報告する。

(消防用設備等維持台帳)

第7条 防火管理者は、消防用設備等の維持管理状況等を別記様式第1の消防用設備等維持台帳に記録し、保存しておくものとする。

(消防用設備等の維持点検等)

第8条 防火管理者は、消防用設備等の適切な管理及び機能保全のため、別表第1及び別表第2に定める基準により、点検検査員にこれらの点検検査を行わせるものとする。

2 点検検査員は、火災予防上の自主検査の結果、改善を要する事項を発見したときは、速やかに防火管理者に報告するものとする。

3 点検検査員は、消防用設備等点検検査の結果を別記様式第2の消防用設備等点検検査報告書により防火管理者に報告するものとする。

4 防火管理者は、前項の報告に基づき所要の改善措置を講ずるものとする。ただし、重要事項については、改善意見を添え学長及び事務局長に報告し、その指示に従って措置するものとする。

(消火、通報及び避難の訓練)

第9条 防火管理者は、毎年度1回以上、職員及び学生等を対象として、消火、通報及び避難の総合訓練を実施するものとする。

(緊急の連絡方法等)

第10条 防火管理者は、勤務時間外又は休日における火災の発生に備え、関係者等への緊急の連絡方法及び連絡順序をあらかじめ定めておくものとする。

第11条 職員及び学生等並びに本学の施設を利用する者は、次の事項を遵守するとともに、防火管理者及び火気取扱責任者が行う防火管理上の指示に従わなければならない。

- (1) 火気を使用する場合は、可燃物を安全な距離に置くとともに、周囲を常に整理・整頓し、火気使用中は当該場所を離れないこと。
- (2) 火気使用後は、熱源を遮断し、安全を確認すること。
- (3) 電気及びガスの配線及び配管を許可なく変更して使用しないこと。
- (4) 消火器等の所在及び操作方法を熟知しておくとともに、付近には操作の支障となる物を置かないこと。
- (5) 喫煙は、所定の場所以外ではしないこと。
- (6) 退室に当たっては、必ず火気の点検を行い、安全を確認すること。
- (7) 火気の不始末を発見したときは、臨機に適切な措置をとるとともに、当該火気取締責任者又は宿日直勤務者等に報告すること。
- (8) 引火性、発火性の薬品等の室内への持込みは、必要最小限にするとともに、その使用及び

保管については、細心の注意を払うこと。

(9) 防火管理上に行われる巡視、点検検査、調査等には協力すること。

(危険物等の取扱い)

第12条 危険物及び指定可燃物(以下「危険物等」という。)を取り扱う者は、前条に定めるもののほか、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 危険物等の容器又は包装の外部には、品名及び数量を明記しておくこと、この場合において、品名は必ず朱書すること。

(2) 危険物等の保管に当たっては、容易に転倒しないよう留意すること。

(3) 危険物等の性質に従い、保管室内の温度、湿度、遮光及び換気に留意すること。

(4) 危険物等の盗難防止の確実な措置をとること。

(5) 引火性の危険物等の保管場所において、みだりに火気を使用しないこと。

(臨時火気使用)

第13条 火気を通常使用しない場所において、臨時に火気を使用しようとする者は、別記様式第3の臨時火気使用許可願を、防火管理者に提出し、その許可を得なければならない。

(非常警報)

第14条 異常乾燥、強風その他火災が発生しやすい状況にあるときは、防火管理者は、非常警報を発し、職員及び学生等に注意を喚起するものとする。

2 前項の場合において、防火管理者は、必要に応じ火気の使用を制限し、又は禁止することができる。

(火災発見者の措置)

第15条 火災の発生を発見した者は、直ちに消防署及び防火管理者に連絡するとともに消火器等を用いて初期消火に努めなければならない。

(自衛消防隊の出動等)

第16条 自衛消防隊に編入されている職員は、火災が発生したときは、招集の有無にかかわらず火災現場に急行し、第6条第2項の規定により定められた任務に基づき消火活動及び避難誘導等に当たるものとする。

2 前項以外の職員及び学生等は、火災が発生したときは、積極的に自衛消防隊の活動に協力しなければならない。

3 自衛消防隊の消火活動は、消防署の出動により消火活動が開始された場合には、消防署員の指示に従うものとする。

(出火原因、損害等の調査及び報告)

第17条 防火管理者は、火災が鎮火したときは、火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害を調査し、速やかに学長に報告しなければならない。

(他の自然災害への準用)

第18条 この規程の規定は、他に別段の定めがあるもののほか、震災、風水害等その他の自然災害に対する措置に準用する。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月17日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第8条関係)

火災予防上の自主検査

点検検査員	区 分	検 査 事 項	検査回数
財産管理代行者	整理整頓の状況	室内一般 室外一般	終業時 (電気・機械室等は随時)
〃	喫煙管理状況	室内一般 室外一般	〃
〃	火気使用設備	機械器具	終業時
		機械器具の管理状況	年 1 回
〃	廊下, 出入口, 非常口, 通路の障害状況	室内一般 室外一般	〃
〃	建築物の破損等	室内一般 室外一般	週 4 回
〃	電気設備	月例点検	月 1 回
	ガス設備	一般点検	毎日 1 回
〃	危険物設備	月例点検	月 1 回
		定例点検	年 2 回

別表第2(第8条関係)

消防用設備等の点検検査

点検検査員	内 容		総合点検	外観点検 機能点検	一般点検
	種 類				
財務課施設 係長	警報設備等	自動火災 報知設備	年 1 回	6 か 月 1 回	随 時
		非常放送設備	〃	〃	〃
		防火戸, 防火シャッター	〃	/	〃
	消火設備	室内消火栓設備	〃	6 か 月 1 回	〃
		スプリンクラー 設備	〃	〃	〃
財務課契約 係長		消 火 器	/	〃	〃
財務課施設 係長	避難設備	誘 導 灯	/	〃	〃

別記様式第1(第7条関係)

消防用設備等維持台帳

種 類 ・ 品 目		物品番号	
形 式			
規 格 (容 量)		員 数	
購入又は設置年月日			
設 置 場 所			
管 理 状 況 の 記 録			

別記様式第2(第8条関係)

消防用設備点検検査報告書

平成 年 月 日

防火管理者 殿

点検検査員

氏 名

印

国立大学法人筑波技術大学防火管理規程第8条第3項の規定による点検検査の結果について、下記のとおり報告します。

記

点検検査箇所			
点検区分	点検品目	点検状況	今後の措置事項
備考			

別記様式第3(第13条関係)

臨時火気使用許可願

平成 年 月 日

防火管理者 殿

火気使用責任者

住所(所属)

氏 名

印

下記のとおり臨時に火気を使用したいので、許可くださるようお願いします。

記

使 用 目 的	
使 用 期 間	
使 用 場 所	(略図別添)
使 用 方 法	
消 火 措 置	
備 考	